

# 議 案 書

令 和 5 年 6 月

第 2 回 定 例 会

松 山 市

## 目 次

議案番号	件 名	議決結果	ページ
承認 1	松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて		1
2	令和5年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めることについて		5
3	令和5年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて		15
議案 54	令和5年度松山市一般会計補正予算（第3号）		27
55	令和5年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第1号）		35
56	松山市市税賦課徴収条例の一部改正について		37
57	松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例の一部改正について		43
58	松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除に関する条例の制定について		45
59	松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について		47
60	松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について		49
61	松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について		53
62	松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について		63
63	松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）の変更について		65
64	松山市土地開発公社の解散について		67
65	工事請負契約の締結について（松山圏域消防救急デジタル無線設備更新工事）		69
66	市道路線の認定について		71
67	市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）の計画変更について		79

（追加提出予定分）

議案番号	件 名	議決結果	ページ
	農業委員会委員の任命に関し同意を求めることについて		

承認第1号

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

(提案理由)

地方税法の一部改正に伴い、本条例の一部を専決処分により改正したので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

地方自治法(抄)

(専決処分)

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(別 紙)

専決第15号

令和5年3月31日

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定める専決処分について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分する。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第33条の4中「第5号の15様式」の次に「又は第5号の15の2様式」を加え、「によつて」を「により」に改める。

第33条の6第1項及び第5項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加える。

第33条の8第1項中「第22号の4様式」の次に「又は第22号の4の2様式」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に改める。

第84条第1項及び第5項並びに第87条第1項中「によつて」を「により」に改め、「第34号の2の5様式」の次に「又は第34号の2の5の2様式」を加える。

附則第7条の5中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第12条の2第3項中「第15条第26項第1号イ」を「第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「第15条第26項第1号ロ」を「第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「第15条第26項第1号ハ」を「第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「第15条第26項第1号ニ」を「第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「第15条第26項第2号イ」を「第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「第15条第26項第2号ロ」を「第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「第15条第26項第2号ハ」を「第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「第15条第26項第3号イ」を「第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「第15条第26項第3号ロ」を「第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「第15条第26項第3号ハ」を「第15条第25項第3号ハ」に改め、同

条第13項中「第15条第29項」を「第15条第28項」に改め、同条第14項中「第15条第33項」を「第15条第32項」に改め、同条第16項を削る。

附則第12条の3第10項中「第7条第13項」を「第7条第17項」に改める。

附則第12条の3の2第2項中「令和3年度分及び令和4年度分」を「令和5年度分及び令和6年度分」に改める。

附則第14条の7第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「第30条第7項」を「第30条第3項」に、「のガソリン軽自動車」を「の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「，当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3，900円」とあるのは「2，000円」と、同号ア(ウ)a中「6，900円」とあるのは「3，500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「第30条第8項」を「第30条第4項」に改め、「，当該ガソリン軽自動車令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「，当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア(イ)中「3，900円」とあるのは「3，000円」と、同号ア(ウ)a中「6，900円」とあるのは「5，200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第15条第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（次条において「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例附則第14条の7の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(専決処分理由)

地方税法の改正に伴い、軽自動車税の種別割に係るグリーン化特例の延長等について緊急を要するので、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行う。

承認第2号

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第1号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年度松山市一般会計補正予算(第1号)を定める専決処分について

子育て世帯生活支援特別給付金の給付により、食費等の物価高騰に直面する低所得の子育て世帯を支援するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ877,539千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ208,647,539千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。



第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金			44,400,002 千円	877,539 千円	45,277,541 千円
		2 国庫補助金	5,737,973	877,539	6,615,512
	歳入	合計	207,770,000	877,539	208,647,539

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費			100,307,984 千円	877,539 千円	101,185,523 千円
		2 児童福祉費	34,825,426	877,539	35,702,965
	歳出	合計	207,770,000	877,539	208,647,539

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	44,400,002 千円	877,539 千円	45,277,541 千円
歳入合計	207,770,000	877,539	208,647,539

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				国県支出金	地方債	その他	一般財源
3 民生費	千円 100,307,984	千円 877,539	千円 101,185,523	千円 877,539	千円	千円	千円
歳出合計	207,770,000	877,539	208,647,539	877,539			

2 歳 入  
 (款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
3 民生費国庫補助金	千円 1,189,430	千円 877,539	千円 2,066,969	8 児童手当費国庫補助金	千円 877,539	低所得の子育て世帯生活支援特別給付金 給付事業費 (10/10)
計	5,737,973	877,539	6,615,512	—	—	—

3 歳 出  
 (款) 3 民生費 (項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
4 児童手当費	千円 10,578,090	千円 877,539	千円 11,455,629	千円 国庫支出金 877,539		千円 6,165	千円 877,539
					3 職員手当等		
					10 需用費	1,055	
					消耗品費	605	
					印刷製本費	450	
					11 役員費	5,079	
					通信運搬費	3,506	
					広告料	495	
					手数料	1,078	
					12 委託料	39,940	
					13 使用料及び 賃借料	300	
					18 負担金補助 及び交付金	825,000	
計	34,825,426	877,539	35,702,965	-	-	-	-

補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			職員手当 (千円)	費計 (千円)	共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	給料 (千円)					
補正後	(698) 3,635	719,596	13,170,758	0	8,338,980	22,229,334	4,362,466	26,591,800	
補正前	(698) 3,635	719,596	13,170,758	0	8,332,815	22,223,169	4,362,466	26,585,635	
比較	(0) 0	0	0	0	6,165	6,165	0	6,165	

※( )内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)
	補正後	1,252,914	191,132
	補正前	1,246,914	190,967
	比較	6,000	165

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与		共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)			
補正後	(43) 2,950	11,784,843	7,802,067	3,913,294	23,500,204	
補正前	(43) 2,950	11,784,843	7,795,902	3,913,294	23,494,039	
比較	(0) 0	0	6,165	0	6,165	

※( )内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分		休日勤務手当 (千円)
	時間外勤務手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)	
補正後	1,156,790	191,132	
補正前	1,150,790	190,967	
比較	6,000	165	

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給			与			合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)			
補正後	(655) 685	719,596	1,385,915	536,913	2,642,424	449,172	3,091,596		
補正前	(655) 685	719,596	1,385,915	536,913	2,642,424	449,172	3,091,596		
比較	(0) 0	0	0	0	0	0	0		

※( )内は短時間勤務職員数を外書きましたものです。

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説明	備考
職員手当	6,165	その他の増減分 6,165		



承認第3号

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

令和5年度松山市一般会計補正予算（第2号）を定める専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求める。

（提案理由）

住民税非課税世帯支援給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯を支援するとともに、畜産配合飼料価格高騰対策支援の実施により、畜産事業者が行う飼料コストを低減する取組等を支援することとなったことから、補正予算を専決処分により定めたので、議会に報告し、その承認を求めるため、本案を提出する。

（参 照）

地方自治法（抄）

（専決処分）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

令和5年度松山市一般会計補正予算(第2号)を定める専決処分について

住民税非課税世帯支援給付金の給付により、物価高騰の影響を受けている住民税非課税世帯を支援するとともに、畜産配合飼料価格高騰対策支援の実施により、畜産事業者が行う飼料コストを低減するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をするものである。

記

令和5年度松山市一般会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,613,002千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ211,260,541千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入	款	項	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金			45,277,541 千円	2,569,367 千円	47,846,908 千円
		2 国庫補助金	6,615,512	2,569,367	9,184,879
17 県支出金			17,008,212	43,635	17,051,847
		2 県補助金	3,962,739	43,635	4,006,374
歳入	合 計		208,647,539	2,613,002	211,260,541

歳出	款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費			101,185,523 千円	2,569,367 千円	103,754,890 千円
		1 社会福祉費	44,294,676	2,569,367	46,864,043
6 農林水産業費			3,015,613	43,635	3,059,248
		1 農業費	959,875	43,635	1,003,510
歳出	合 計		208,647,539	2,613,002	211,260,541

歳入歳出補正予算事項別明細書

(松山市一般会計)

1 総括  
(歳入)

款	補正前の額	補正額	計
16 国庫支出金	45,277,541 千円	2,569,367 千円	47,846,908 千円
17 県支出金	17,008,212	43,635	17,051,847
歳入合計	208,647,539	2,613,002	211,260,541

(歳出)

款	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				一般 財源
				国県支出金	地方債	その他	一財	
3 民生費	千円 101,185,523	千円 2,569,367	千円 103,754,890	千円 2,569,367	千円	千円	千円	
6 農林水産業費	3,015,613	43,635	3,059,248	43,635				
歳出合計	208,647,539	2,613,002	211,260,541	2,613,002				

2 歳入

(款) 16 国庫支出金 (項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
2 総務費国庫補助金	千円 481,394	千円 2,569,367	千円 3,050,761	10 新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	千円 2,569,367	新型コロナウイルス感染症対応地方創生 臨時交付金 (定額) (物価高騰住民税非課税世帯支援給付金 給付事業)
計	6,615,512	2,569,367	9,184,879	—	—	—

(款) 17 県支出金 (項) 2 県補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
5 農林水産業費 県補助金	千円 593,067	千円 43,635	千円 636,702	11 畜産業振興費県 補助金	千円 43,635	畜産配合飼料価格高騰対策支援事業費 (10/10)
計	3,962,739	43,635	4,006,374	—	—	—

3 歳 出  
 (款) 3 民生費 (項) 1 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
23 臨時特別給 付金費	千円 0	千円 2,569,367	千円 2,569,367	千円 国庫支出金 2,569,367	2 給 料 3 職員手当等 4 共 済 費 10 需 用 費 消耗品費 印刷製本費	千円 2,038 2,790 333 1,755 600 1,155	千円 物価高騰住民税非課税世帯支援 給付金給付事業 2,569,367
					11 役 務 費 通信運搬費 手数料 12 委 託 料 14 工 事 請 負 費 18 負担金補助 及び交付金	21,439 12,309 9,130 50,774 238 2,490,000	
計	44,294,676	2,569,367	46,864,043	-	-	-	-

(款) 6 農林水産業費 (項) 1 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の 財源内訳	節		説 明
					区 分	金 額	
5 畜産業振興 費	千円 426	千円 43,635	千円 44,061	千円 県支出金 43,635	18 負担金補助 及び交付金	千円 43,635	畜産配合飼料価格高騰対策支援 事業 千円 43,635
計	959,875	43,635	1,003,510	—	—	—	—



補正予算給与費明細書(松山市一般会計)

1 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給与			職員手当 (千円)	合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	計 (千円)			
補正後	(698) 3,637	719,596	13,172,796	22,234,162	8,341,770	4,362,799	26,596,961
補正前	(698) 3,635	719,596	13,170,758	22,229,334	8,338,980	4,362,466	26,591,800
比較	(0) 2	0	2,038	4,828	2,790	333	5,161

※( )内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	230,535	1,255,645
	補正前	230,476	1,252,914
	比較	59	2,731

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給与			共済費 (千円)	合計 (千円)	備考
		給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	(43) 2,950	11,784,843	7,804,667	19,589,510	3,913,294	23,502,804	
補正前	(43) 2,950	11,784,843	7,802,067	19,586,910	3,913,294	23,500,204	
比較	(0) 0	0	2,600	2,600	0	2,600	

※( )内は短時間勤務職員数を外書きしたものです。

区分	時間外勤務手当 (千円)
職員手当の内訳 補正後	1,159,390
補正前	1,156,790
比較	2,600

イ 会計年度任用職員

区分	職員数 (人)	給与			与費		合計 (千円)	備考
		報酬 (千円)	給料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)	共済費 (千円)		
補正後	(655) 687	719,596	1,387,953	537,103	2,644,652	449,505	3,094,157	
補正前	(655) 685	719,596	1,385,915	536,913	2,642,424	449,172	3,091,596	
比較	(0) 2	0	2,038	190	2,228	333	2,561	

※( )内は短時間勤務職員数を外書きましたものです。

職員手当の内訳	区分	通勤手当 (千円)	時間外勤務手当 (千円)
	補正後	41,838	96,255
	補正前	41,779	96,124
比較	59	131	

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区分	増減額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説明	備考
給料	2,038	その他の増減分	2,038		
職員手当	2,790	その他の増減分	2,790		

議案第54号

令和5年度松山市一般会計補正予算（第3号）

令和5年度松山市一般会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,332,546千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ214,593,087千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の追加は、「第2表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表地方債補正」による。

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市一般会計）

歳入

款	項	補正前の額	補正額	計
1 市税		66,000,000 千円	264,000 千円	66,264,000 千円
	2 固定資産税	30,473,000	264,000	30,737,000
14 分担金及び負担金		1,306,155	1,800	1,307,955
	2 負担金	1,276,782	1,800	1,278,582
16 国庫支出金		47,846,908	2,286,622	50,133,530
	2 国庫補助金	9,184,879	2,286,622	11,471,501
17 県支出金		17,051,847	337,542	17,389,389
	2 県補助金	4,006,374	337,542	4,343,916
20 繰入金		16,951,907	270,000	17,221,907
	1 基金繰入金	16,918,942	270,000	17,188,942
22 諸収入		9,345,300	36,682	9,381,982
	4 雑入	4,676,753	36,682	4,713,435
23 市債		11,009,000	135,900	11,144,900
	1 市債	11,009,000	135,900	11,144,900
歳入	合計	211,260,541	3,332,546	214,593,087

歳出

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		826,385千円	14,601千円	840,986千円
	1 議会費	826,385	14,601	840,986
2 総務費		15,116,354	4,000	15,120,354
	1 総務管理費	11,020,487	4,000	11,024,487
3 民生費		103,754,890	1,152,312	104,907,202
	1 社会福祉費	46,864,043	145,079	47,009,122
	2 児童福祉費	35,702,965	1,007,113	36,710,078
	3 生活保護費	21,187,882	120	21,188,002
4 衛生費		20,754,896	301,731	21,056,627
	1 保健衛生費	4,145,629	167,201	4,312,830
	2 保健所費	9,916,778	118,608	10,035,386
6 農林水産業費	3 清掃費	6,692,489	15,922	6,708,411
		3,059,248	39,164	3,098,412
	1 農業費	1,003,510	39,164	1,042,674
7 商工費		7,887,345	1,296,650	9,183,995
	1 商工費	6,270,598	1,201,622	7,472,220
	2 観光費	1,616,747	95,028	1,711,775

款	項	補正前の額	補正額	計
8 土木費		17,088,393 千円	324,134 千円	17,412,527 千円
	2 道路橋梁費	3,074,027	16,820	3,090,847
	4 港湾費	286,746	116,396	403,142
10 教育費	5 都市計画費	9,817,705	190,918	10,008,623
		18,972,740	199,954	19,172,694
	5 社会教育費	3,453,606	25,530	3,479,136
	6 保健体育費	6,700,906	174,424	6,875,330
歳	出 合 計	211,260,541	3,332,546	214,593,087



第2表 債務負担行為補正（松山市一般会計）

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
新南ク 基本 リ計 一画 ン作 セ成 ン業 タ一 一施 設整 委託	令和5年度～令和6年度	46,400 千円
北給 条学 食校 給業 同務 調委 理場 託	令和5年度～令和10年度	518,500

第3表 地方債補正（松山市一般会計）

1 追加

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
ごみ処理施設建設事業	千円 10,000	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共団体 金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券発行の 方法による。</li> <li>借入時期 令和5年度。ただし工事 又は財政の都合により起債 額の全部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入れする ことができる。</li> </ol>	<p>年5% 以内</p> <p>(ただし、利率見直し方で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金等について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。)</p>	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 30年以内(内据置5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業収入等により元 利均等又は元金均等償還する。ただ し必要に応じ繰上償還、償還期限の 短縮又は低利債に借換えすることが できる。</li> <li>財務省、地方公共団体金融機構 その他より借り入れる場合において 前各号の償還の方法が借入先の融通 条件に抵触するときは、その融通条件 によることができる。</li> </ol>
港湾等建設事業	100,000	同上	同上	同上

2 変更

起債の目的	補正前			補正後					
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	
都市計画事業	千円	<ol style="list-style-type: none"> <li>借入先 財務省、地方公共 団体金融機構その他</li> <li>借入方法 普通貸借又は証券 発行の方法による。</li> <li>借入時期 令和5年度。ただ し工事又は財政の都 合により起債額の全 部若しくは一部を翌 年度に繰り越し借入 れることができる。</li> </ol>	年5% 以内  (ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる政府資 金及び地方 公共団体金 融機構資金 等につい て、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直し 後の利率。)	<ol style="list-style-type: none"> <li>償還期限 30年以内(内据置 5年以内)</li> <li>償還額及び財源 一般財源及び事業 収入等により元利均等 又は元金均等償還する。 ただし必要に応じ繰上 償還、償還期限の短縮 又は低利償に借換えす ることができる。</li> <li>財務省、地方公共団 体金融機構その他より 借り入れる場合において 前各号の償還の方法が 借入先の償還条件に抵 触するときは、その融通 条件によることができる。</li> </ol>	千円	千円	補正前 と同じ	補正前 と同じ	補正前 と同じ
体育施設整備事業	290,000	同上	同上	同上	310,000	同上	同上	同上	



令和 5 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）

令和 5 年度松山市競輪事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 122,940 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 26,959,940 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表歳入歳出予算補正」による。

令和 5 年 6 月 9 日提出

松山市長 野 志 克 仁

第1表 歳入歳出予算補正（松山市競輪事業特別会計）

歳入

歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
5 繰越金		1,000 千円	122,940 千円	123,940 千円		123,940 千円
	1 繰越金	1,000	122,940			
歳入	合計	26,837,000	122,940	26,959,940		26,959,940

歳出

歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出	歳出
款	項	補正前の額	補正額	計	補正額	計
2 公債費		186,615 千円	122,940 千円	309,555 千円		309,555 千円
	1 公債費	186,615	122,940			
歳出	合計	26,837,000	122,940	26,959,940		26,959,940

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市市税賦課徴収条例の一部改正について

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市市税賦課徴収条例の一部を改正する条例

松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第27条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の前項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第29条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第30条の2第1項中「によつて」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第32条中「及び県民税額」を「、個人の県民税額及び森林環境税額」に、「によつて」を「により」に改める。

第33条の2第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によつて」を「により」に改め、同条第3項及び第5項中「によつて」を「により」に改め、同条第6項中「によつて」を「により」に、「および」を「及び」に、「給与または」を「給与又は」に、「または、」を「又は」に改める。

第33条の5第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によつて」を「通知により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第33条の5の2第1項中「によつて徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第33条の5の5において同じ。）」を加え、「によつて徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によつて徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によつて」を「により」に改める。

第33条の5の6第1項中「によつて」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によつて」を「方法により」に、「第17条の2の規定によつて」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したものとみなす」に改める。

第70条第1号エ中「及び」を「，」に改め、「三輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第4条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第6条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附則第12条の2に次の1項を加える。



16 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第12条の3中第11項を第12項とし、第10項を第11項とし、第9項の次に次の1項を加える。

10 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

(1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）

(2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積

(3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

(4) 当該工事が完了した年月日

(5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則中第14条の2を削り、第14条の2の2を第14条の2とする。

附則第14条の2の3第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第14条の2の2とする。

附則第14条の6第3項を削る。

附則第15条第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第20条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

## 付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第70条第1号エの改正規定及び付則第4条第1項の規定（この条例による改正後の松山市市税賦課徴収条例（以下「新条例」という。）附則第15条第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第27条の9第2項及び第30条の2第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第32条、第33条の2、第33条の5、第33条の5の2及び第33条

の5の6の改正規定並びに附則第14条の2の3の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第15条第3項の改正規定並びに次条第1項並びに付則第4条第1項（新条例附則第15条第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第29条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の松山市市税賦課徴収条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第29条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき松山市市税賦課徴収条例第29条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申請書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第70条1号エ及び附則第15条第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の松山市市税賦課徴収条例附則第14条の2及び附則第14条の6第3項に規定する三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

3 新条例附則第14条の2の2第4項の規定は、付則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(提案理由)

地方税法の改正に伴い、大規模修繕等が行われたマンションに対する固定資産税の減額措置等を講じるとともに、森林環境税の導入に伴い所要の規定の整備を図るため、本案を提出する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部改正について

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例  
の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する  
条例の一部を改正する条例

松山市離島振興法に基づく離島振興対策実施地域の固定資産税の課税免除に関する条例  
(平成29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条中「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

離島振興対策実施地域での固定資産税の課税免除を引き続き実施するため、本案を提出  
する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税  
免除に関する条例の制定について

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税免除  
に関する条例を次のように定める。

記

松山市過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に基づく固定資産税の課税  
免除に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、地方税法（昭和25年法律第226号）第6条第1項の規定に基づき、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号。以下「法」という。）附則第7条第1項の規定により法附則第5条に規定する特定市町村の区域とみなされる区域内の法第8条第1項の規定により市が定める松山市過疎地域持続的発展計画（以下「持続的発展計画」という。）に記載された産業振興促進区域（同条第4項第1号に規定する産業振興促進区域をいう。次条において同じ。）内において振興すべき業種に係る特別償却設備（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）第1条第1号イに規定する特別償却設備をいう。次条において同じ。）である家屋及び償却資産並びに当該家屋の敷地である土地に課する固定資産税を免除することにより、過疎地域の持続的発展を図り、あわせて本市経済の発展に寄与することを目的とする。

(固定資産税の課税免除)

第2条 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、産業振興促進区域内において、特別償却設備の取得等（法第23条に規定する取得等（租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第28条の9第10項第1号に規定する資本金の額等が5,000万円を超える法人が行うものにあつては新設又は増設に限る。）をいう。以下この条において同じ。）をした者については、当該特別償却設備である家屋及び償却資産

並びに当該家屋の敷地である土地（持続的発展計画の計画期間内において取得等をしたものに限り、かつ、土地については、その取得等の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があった場合における当該土地に限る。）に対して課する固定資産税は、松山市市税賦課徴収条例（昭和25年条例第25号）第43条の3の規定にかかわらず、当該固定資産税を課すべきこととなる最初の年度（次条において「初年度」という。）以後3箇年度に限り、これを課さないものとする。

（課税免除の申請等）

第3条 前条の規定による固定資産税の課税免除（次項及び次条において「課税免除」という。）の適用を受けようとする者は、初年度の初日の属する年の1月31日までに、市長に申請しなければならない。

2 課税免除の適用を受けた者は、前項の規定による申請の内容に変更があったときは、速やかにその変更内容を市長に届け出なければならない。

（課税免除の取消し）

第4条 市長は、課税免除の適用を受けた者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該課税免除を取り消すことができる。

- (1) 課税免除の要件に該当しなくなったとき。
- (2) 偽りその他不正の行為により課税免除の適用を受けたとき。
- (3) 市税を滞納したとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が課税免除を取り消す必要があると認めたとき。

（規則への委任）

第5条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年度分の固定資産税から適用する。

（提案理由）

産業振興促進区域での特別償却設備等に係る固定資産税の課税を免除するため、本案を提出する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正について

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

松山市印鑑の登録及び証明に関する条例（昭和56年条例第4号）の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「利用者証明用電子証明書」を「個人番号カード用利用者証明用電子証明書」に、「次項」を「以下この条」に改め、「個人番号カード」の次に「又は移動端末設備用利用者証明用電子証明書（公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書をいう。）が記録された電磁的記録媒体（公的個人認証法第8条に規定する電磁的記録媒体をいう。）が組み込まれた移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備をいう。）」を加える。

付 則

この条例は、公布の日から起算して9月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

（提案理由）

スマートフォンを利用して、コンビニエンスストア等の多機能端末機で印鑑登録証明書を交付するため、本案を提出する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部改正について

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第1条 松山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第60号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「第5条第1項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第8条に後段として次のように加える。

この場合において，重度訪問介護について準用する第6条第1項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは，「厚生労働大臣」と読み替えるものとする。

第45条第1項及び第2項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」に改める。

第49条第2項中「読み替える」の次に「ほか，重度訪問介護について準用する場合に限り，第45条中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」を加える。

第114条第3項中「第127条第3項の」の次に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第196条第1項第2号ア中「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令」を「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する命令」に，「区分省令」を「区分命令」に改め，同号イからエまでの規定中「区分省令」を「区分命令」に改める。

第201条の4第2号中「区分省令」を「区分命令」に改める。

(松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 松山市特定児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年条例第69号)の一部を次のように改正する。

第26条中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第38条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 松山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第50号)の一部を次のように改正する。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第35条第3項中「第13条第2項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と、第13条第2項」に改める。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第51条第3項中「含む。）」と」の次に「、「同号」とあるのは「法第19条第3号」と」を加える。

(松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第4条 松山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年条例第52号)の一部を次のように改正する。

第25条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

(松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第5条 松山市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(令和元年条例第34号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項及び第105条第5項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準（厚生労働省令）等の改正に伴い，所要の規定の整備を図るため，本案を提出する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例の制定について  
松山市墓地等の経営の許可等に関する条例を次のように定める。

記

松山市墓地等の経営の許可等に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）に規定する墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可等に関し必要な事項を定めることにより、墓地等の経営の適正化、市民の宗教的感情への適合及び周辺環境との調和を図り、もって公衆衛生の向上と公共の福祉に寄与することを目的とする。

(用語)

第2条 この条例で使用する用語は、法で使用する用語の例による。

(墓地等の経営者)

第3条 墓地等を経営しようとする者は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

(1) 地方公共団体

(2) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条第2項に規定する宗教法人（以下単に「宗教法人」という。）であって、主たる事務所を市内に有し、かつ、当該事務所を拠点として同法に基づく登記をした日から起算して第12条第1項の墓地等設置事前協議書を提出する日までの間に3年以上宗教活動を行っているもの

(3) 法第11条の規定により新設又は変更の許可があったとみなされる者

(宗教法人が経営する墓地等の規模等)

第4条 宗教法人が法第10条第1項に規定する経営の許可（以下「経営の許可」という。）を受けようとするときは、当該許可に係る墓地等は、適正な管理をすることができる規模であり、かつ、経営に係る収支の見込みが適正でなければならない。

(墓地の設置場所の基準)

第5条 墓地の設置場所の基準は、次のとおりとする。ただし、災害時において緊急に墓地を設置することが必要と市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 自己所有地（所有権以外の権利が存しないものに限る。以下同じ。）であること。
- (2) 埋葬を行う墓地にあつては、住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から200メートル以上離れた場所であること。
- (3) 埋葬を行う墓地にあつては、飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。

（墓地の構造設備の基準）

第6条 墓地の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 墓地の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。
- (2) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。
- (3) 通路は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。

（納骨堂の設置場所の基準）

第7条 宗教法人が経営する納骨堂の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己所有地であること。
- (2) 宗教法人法第3条に規定する境内地（同条第2号に該当する土地に限る。）又は墓地の区域内であること。

（納骨堂の構造設備の基準）

第8条 納骨堂の構造設備の基準は、次のとおりとする。

- (1) 納骨堂の敷地の境界に、障壁、生垣等を設けること。
- (2) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第7号に規定する耐火構造であること。
- (3) 出入口は、施錠できる構造とすること。
- (4) 管理事務所、駐車場、給排水設備、便所及びごみ箱を設けること。

（火葬場の設置場所の基準）

第9条 宗教法人が経営する火葬場の設置場所の基準は、次のとおりとする。

- (1) 自己所有地であること。
- (2) 住宅、学校、保育所、病院その他公共施設及び河川から400メートル以上離れた場所であること。



(3) 飲用水を汚染するおそれのない場所で、かつ、高燥であること。

(火葬場の構造設備の基準)

第10条 火葬場の構造設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 火葬場の敷地の境界に、隣接地から内部が見通せない高さの障壁、生垣等を設けること。

(2) 規則で定める大気汚染、悪臭及び騒音に係る基準に適合する火葬設備を設けること。

(3) 管理事務所、待合所、霊安室、駐車場、給排水設備及び便所を設けること。

(墓地等の構造設備の基準の特例)

第11条 第6条、第8条及び前条の規定にかかわらず、土地の状況その他特別な事由により支障がないと市長が認めるときは、墓地等の構造設備は、これらの規定に定める基準によらないことができる。

(事前協議)

第12条 経営の許可を申請しようとする者（以下この条及び次条において「申請予定者」という。）は、規則で定める墓地等設置事前協議書を市長に提出し、当該墓地等の設置に関する計画（以下「墓地等の計画」という。）について、市長と協議しなければならない。

2 前項の墓地等設置事前協議書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 申請の理由を記載した書類

(2) 墓地等の付近の略図

(3) 墓地等の設計図

(4) 申請地及び隣接地の公図の写し

(5) 申請地及び隣接地の登記事項証明書

(6) 申請予定者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し

(7) 申請予定者が宗教法人であるときは、印鑑証明書

(8) 申請予定者が宗教法人であるときは、当該宗教法人の規則の目的を達するために行った直近3年間の活動の内容を明らかにした書類

(9) 第14条第1項の説明会の開催又は個別の説明若しくは通知の計画を記載した書類

(10) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出があったときは、申請予定

者に対し、随時必要な助言及び指導を行うことができる。

(標識の設置)

第13条 前条第1項の規定による墓地等設置事前協議書の提出をした申請予定者（以下「協議者」という。）は、当該墓地等の計画の周知を図るため、第16条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出をする日の90日以前から第21条の規定による工事完了届の提出をする日までの間、当該計画に係る土地の外部から見やすい場所に、その概要を記載した標識を設置しなければならない。

2 協議者は、前項の標識を設置したときは、速やかに市長に報告しなければならない。

3 協議者は、第1項の標識が風雨等により破損し、若しくは倒壊し、又は標識の記載事項の内容に変更が生じたときは、速やかに標識を修復し、又は記載事項を変更しなければならない。

(説明会の開催等)

第14条 協議者は、当該墓地等の敷地に隣接する土地の所有者及び墓地若しくは納骨堂の敷地から200メートル未満若しくは火葬場から400メートル未満の距離に建築物を所有し、又は管理している者（以下「近隣住民等」という。）に対し、説明会の開催又は個別の説明若しくは通知により当該墓地等の計画の概要を説明しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、同項の個別の説明又は通知を行った協議者は、近隣住民等から説明会の開催を求められたときは、説明会の開催により墓地等の計画の概要を説明しなければならない。

3 第1項の説明会の開催又は個別の説明若しくは通知は、第16条第1項の規定による墓地等経営許可申請書の提出の日の60日以前に行わなければならない。

4 協議者は、説明会の開催又は個別の説明若しくは通知を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(協議者の責務)

第15条 協議者は、当該墓地等の計画について、近隣住民等から規則で定める事項について協議の申出があったときは、これに誠実に応じるよう努めなければならない。

2 協議者は、前項の協議を行ったときは、速やかに市長に報告しなければならない。

(経営の許可の申請等)

第16条 経営の許可を申請する協議者（以下「経営申請者」という。）は、墓地等経営許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等経営許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 資金計画書
- (2) 経営計画の収支見込書
- (3) 経営申請者が宗教法人であるときは、申請時までの直近3年間の財務状況が確認できる書類
- (4) 経営申請者が宗教法人であるときは、申請することを議決したときの議事録の写し
- (5) 経営申請者が宗教法人であって、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは、承認書の写し
- (6) 墓地等使用契約約款その他これに相当するもの
- (7) 墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類
- (8) 近隣住民等から提出された意見及びその対応を記載したもの
- (9) 第12条第2項に掲げる書類で変更があるもの
- (10) その他市長が必要と認める書類

3 経営申請者が当該墓地等の設置等に要する費用の一部を借り入れるときは、銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行その他規則で定める金融機関から借り入れなければならない。

（変更の許可の申請）

第17条 法第10条第2項に規定する変更の許可（墓地等の規模を拡大するものを除く。以下「変更の許可」という。）の申請をしようとする者（以下「変更申請者」という。）は、墓地等変更許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等変更許可申請書には、前条第2項に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、墓地等の規模を縮小するもの又は変更内容が著しく軽微なものについては、書類の一部を省略することができる。

（廃止の許可の申請）

第18条 法第10条第2項に規定する廃止の許可を申請しようとする者（次項において「廃止申請者」という。）は、墓地等廃止許可申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の墓地等廃止許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 廃止の理由を記載した書類
- (2) 墓地等の付近の略図
- (3) 申請地の公図の写し

(4) 申請地の登記事項証明書

(5) 廃止申請者が宗教法人であるときは、申請することを議決したときの議事録の写し

(6) 廃止申請者が宗教法人であるときは、登記簿謄本又は履歴事項全部証明書及び宗教法人法第14条第4項に規定する認証した旨を附記した規則の写し

(7) 廃止申請者が宗教法人であって、かつ、当該宗教法人の規則に基づく包括団体の承認が必要であるときは、承認書の写し

(8) 改葬の内容を明らかにした書類又は埋葬及び焼骨の埋蔵のない事実を証明する書類

(9) その他市長が必要と認める書類

(経営の許可等)

第19条 市長は、第3条から第11条までに規定する要件及び基準に適合し、かつ、第13条第2項、第14条第4項及び第15条第2項に規定する報告並びに第16条に規定する申請等の内容が適切であると認めたときでなければ経営の許可をしてはならず、第17条に規定する申請等の内容が適切であると認めたときでなければ変更の許可をしてはならない。

2 市長は、経営の許可又は変更の許可をするに当たり、経営申請者又は変更申請者の経営の安定及び適正な管理を確保する実質的能力の有無を判断するため必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を聴くことができる。

3 市長は、経営の許可又は変更の許可をするときは、墓地等の適正な管理及び安定的かつ永続的な経営並びに公衆衛生その他公共の福祉の見地から必要な条件を付することができる。

4 市長は、経営の許可又は変更の許可をしたときは、規則で定めるところにより、許可書を交付するものとする。

(工事着手届)

第20条 経営の許可又は変更の許可を受けた者（以下「経営者」という。）は、当該墓地等の設置等に係る工事（以下単に「工事」という。）に着手しようとするときは、工事着手届を市長に提出しなければならない。

(工事完了届)

第21条 墓地等の経営者は、当該工事が完了したときは、速やかに工事完了届を市長に提出しなければならない。

(工事完了検査済証)

第22条 市長は、前条の工事完了届の提出を受けた場合は検査を行い、第6条、第8条若しくは第10条に規定する基準に適合していると認めるとき又はこれらの基準に照らして第11条の規定により土地の状況その他特別な事由により支障がないと認めるときは、工事完了検査済証を交付するものとする。

2 墓地等の経営者は、前項の工事完了検査済証の交付を受けなければ、当該検査に係る墓地等を使用してはならない。

(都市計画事業等による墓地又は火葬場の新設等の届出)

第23条 法第11条の規定により墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったものとみなされたときは、当該墓地又は火葬場の経営者は、墓地又は火葬場の概要が分かる書類を添付して、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

(経営者の責務)

第24条 墓地等の経営者は、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 墓地等の区域等の清潔を保持すること。

(2) 墓石等が倒壊し、又は倒壊するおそれがあるときは、速やかに安全措置を講じること。

(3) 老朽化し、又は破損した墓地等の修繕等を行うこと。

2 墓地等の経営者は、市が実施する都市景観の形成に関する施策に協力するよう努めなければならない。

3 墓地等の経営者は、自己の名義をもって経営を行い、他人に経営を行わせてはならない。

(立入調査)

第25条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、墓地等の経営者その他の関係者から必要な報告を求め、職員に墓地等の構造設備、帳簿、書類その他の必要な物件の調査（以下この条及び次条において「立入調査」という。）をさせることができる。

2 立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。

3 立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(勧告)

第26条 市長は、経営申請者若しくは変更申請者又は墓地等の経営者その他の関係者が

この条例若しくは規則に違反したと認められるとき又は立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、これらの者に対し、必要な勧告をすることができる。

(命令)

第27条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、墓地等の経営者その他の関係者に対し、墓地等の施設の整備改善又はその全部若しくは一部の使用の制限若しくは禁止を命じることができる。

(1) 墓地等の経営者その他の関係者が正当な理由がなく前条の規定による勧告に従わないとき。

(2) 墓地等の経営者が偽りその他不正の手段により経営の許可又は変更の許可を受けたとき。

(3) 墓地等の経営者以外の者が実質的に墓地等を経営していると認められるとき。

(4) 公衆衛生その他公共の福祉の見地から市長が必要があると認めるとき。

(公表)

第28条 市長は、前条の規定による命令を受けた者が、正当な理由がなくこれに従わないときは、次に掲げる事項を公表することができる。

(1) 墓地等の経営者その他の関係者の名称、所在地及び代表者の氏名

(2) 命令の内容及び当該命令に従わない旨

(3) その他市長が必要と認める事項

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、当該公表の対象となる者にその理由を通知するとともに、意見を述べる機会を与えなければならない。

(許可の取消し)

第29条 市長は、墓地等の経営者又は管理者がこの条例に違反したとき又は正当な理由がなく墓地等の正常な経営が行われなときは、当該墓地等の経営の許可を取り消すことができる。

(規則への委任)

第30条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に経営の許可を受けている墓地等及び第16条第1項の規定による申請に相当する申請をしている墓地等の経営の許可に係る経営者、設置場所及び構造設備の基準並びに手続については、この条例の規定は、適用しない。

(提案理由)

墓地等の経営の許可等に関し、必要な事項を定めるため、本案を提出する。





令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部改正について

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

記

松山市子ども医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例

松山市子ども医療費の助成に関する条例（平成14年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第1条中「保護者」を「保護者等」に改める。

第2条第1項第1号中「15歳」を「18歳」に改める。

第3条中「ものとする」を「もの及び監護されていない子どもであって市長が特に必要と認めるもの（以下これらの者を「保護者等」という。）とする」に改め、同条ただし書中「その」を「助成に係る」に改める。

第4条第1項、第7条及び第8条第1項中「保護者」を「保護者等」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、付則第3項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の松山市子ども医療費の助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定は、施行日以後の医療に係る医療費について適用し、施行日前の医療に係る医療費については、なお従前の例による。

（準備行為）

- 3 新条例の規定に基づく手続その他必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。

（提案理由）

子ども医療費の助成に係る子どもの年齢の上限を15歳から18歳に拡大するため、本

案を提出する。

議案第63号

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）の変更について

令和3年第6回定例会において議決を得た松山市過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和8年度・中島地域）を別紙のとおり変更する。

（提案理由）

令和5年度税制改正に伴い、中島地域が離島振興法に基づく税制特例の対象外となることから、引き続き税制特例の適用を受けるため、本案を提出する。

（参 照）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（抄）

（過疎地域持続的発展市町村計画）

第8条 過疎地域の市町村は、持続的発展方針に基づき、当該市町村の議会の議決を経て過疎地域持続的発展市町村計画（以下単に「市町村計画」という。）を定めることができる。

10 第1項及び前3項の規定は、市町村計画の変更について準用する。

(別 紙)

【変更前】	【変更後】								
目次  3. 産業の振興 (1) 現状と問題点…………… 2 0 (2) その対策…………… 2 2 (3) 事業計画…………… 2 4	目次  3. 産業の振興 (1) 現状と問題点…………… 2 0 (2) その対策…………… 2 2 (3) 事業計画…………… 2 4 (4) 産業振興促進事項…………… 2 6								
2 0 頁～2 5 頁  3. 産業の振興 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 事業計画 (令和 3～8 年度) (略)	2 0 頁～2 6 頁  3. 産業の振興 (1) 現状と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 事業計画 (令和 3～8 年度) (略) (4) 産業振興促進事項 (i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種 <table border="1" data-bbox="810 1115 1396 1480"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1115 986 1196">産業振興促進区域</th> <th data-bbox="986 1115 1161 1196">業種</th> <th data-bbox="1161 1115 1316 1196">計画期間</th> <th data-bbox="1316 1115 1396 1196">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1196 986 1480">中島地域</td> <td data-bbox="986 1196 1161 1480">農業、水産業、農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等</td> <td data-bbox="1161 1196 1316 1480">令和5年4月1日～令和9年3月31日</td> <td data-bbox="1316 1196 1396 1480"></td> </tr> </tbody> </table> (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容 上記対策及び事業計画のとおり。	産業振興促進区域	業種	計画期間	備考	中島地域	農業、水産業、農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和5年4月1日～令和9年3月31日	
産業振興促進区域	業種	計画期間	備考						
中島地域	農業、水産業、農林水産物等販売業、製造業、旅館業、情報サービス業等	令和5年4月1日～令和9年3月31日							

議案第64号

令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

松山市土地開発公社の解散について

松山市土地開発公社を解散することについて、公有地の拡大の推進に関する法律（昭和47年法律第66号）第22条第1項の規定により、議会の議決を求める。

（提案理由）

地価の下落等土地需要の変化により、松山市土地開発公社を通じた公共用地の先行取得の必要性が薄れていることなどから、同公社を解散するため、公有地の拡大の推進に関する法律第22条第1項の規定により、本案を提出する。

（参 照）

公有地の拡大の推進に関する法律（抄）

（解散）

第22条 土地開発公社は、設立団体がその議会の議決を経て第10条第2項の規定の例により主務大臣又は都道府県知事の認可を受けたときに、解散する。



令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

工事請負契約の締結について

(松山圏域消防救急デジタル無線設備更新工事)

次のとおり工事請負契約を締結する。

記

1. 工 事 名 松山圏域消防救急デジタル無線設備更新工事
2. 施工場所 松山市本町六丁目6番地1ほか
3. 内 容 松山圏域消防指令センター 1式  
松山市消防局 1式  
伊予消防等事務組合消防本部 1式  
東温市消防本部 1式
4. 請 負 人 香川県高松市林町148番地20  
エクシオグループ株式会社 四国支店  
執行役員支店長 大嶽 明宏
5. 請負金額 12億4,080万円
6. 契約方法 一般競争入札

(提案理由)

本件は、予定価格1億8,000万円以上の工事の請負契約であるから、条例の定めるところにより請負契約の締結について議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(抄)

(議会の議決に付すべき契約)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第96条第1項第5号の規定により議会の議決に付さなければならない契約は、予定価格1億8,000万円以上の工事又は製造の請負とする。





令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

## 市道路線の認定について

## 1. 次の路線を市道に認定する。

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	重要な経過地
1	市道 雄郡 211号線	竹原二丁目	竹原二丁目	
2	市道 新玉 97号線	千舟町八丁目	竹原町	
3	市道 味酒 144号線	愛光町	南江戸一丁目	
4	市道 垣生 213号線	東垣生町	東垣生町	
5	市道 桑原 294号線	畑寺三丁目	畑寺三丁目	
6	市道 味生 305号線	南斎院町	南斎院町	

## (提案理由)

図面番号第1～3号はJR松山駅付近連続立体交差事業に伴い、第4号は空港周辺環境整備事業に伴い、第5～6号は一般交通の用に供されている道路で地元からの申請に基づき、市道認定するもので、道路法第8条の規定により、本案を提出する。

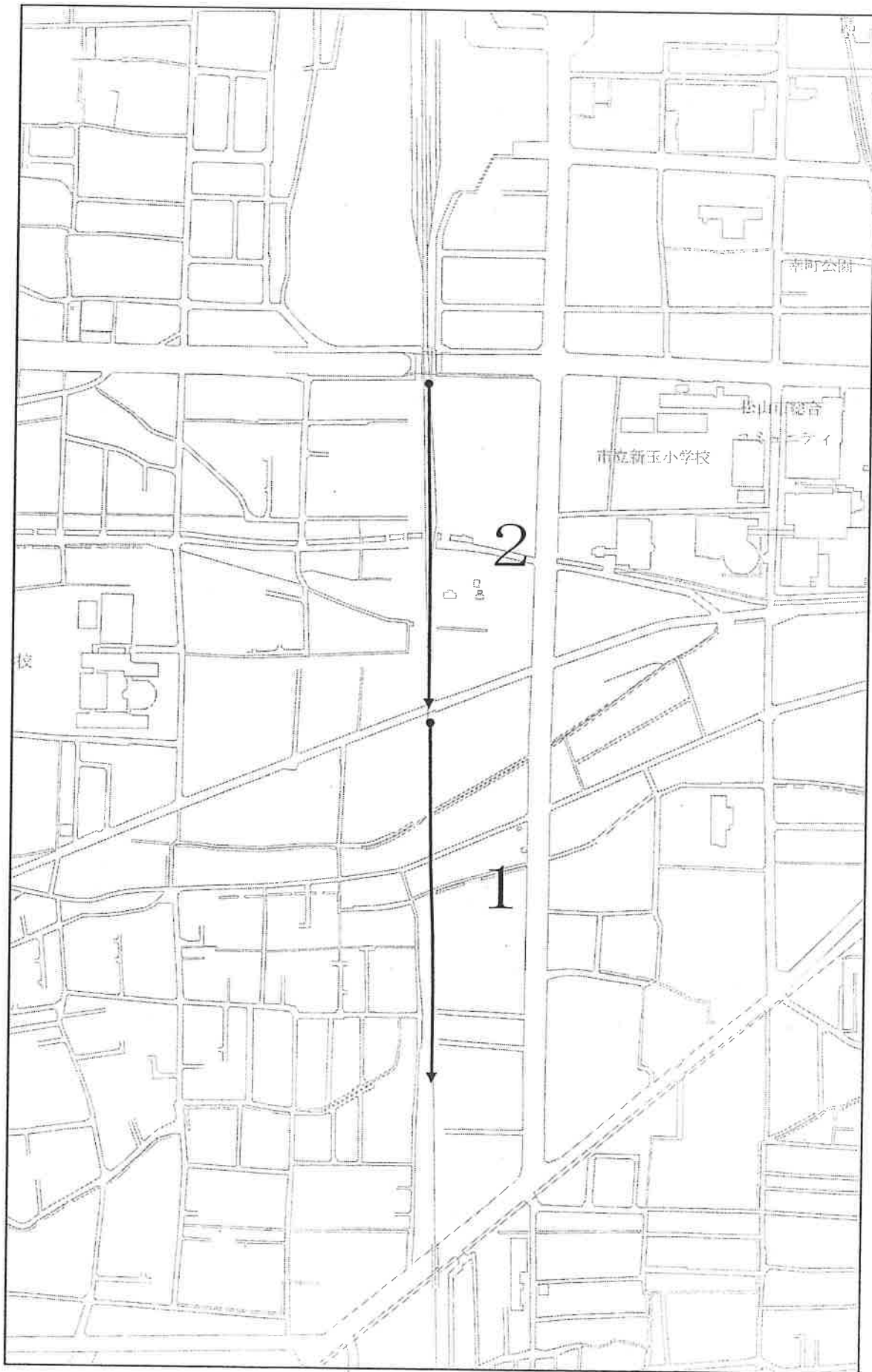
## (参 照)

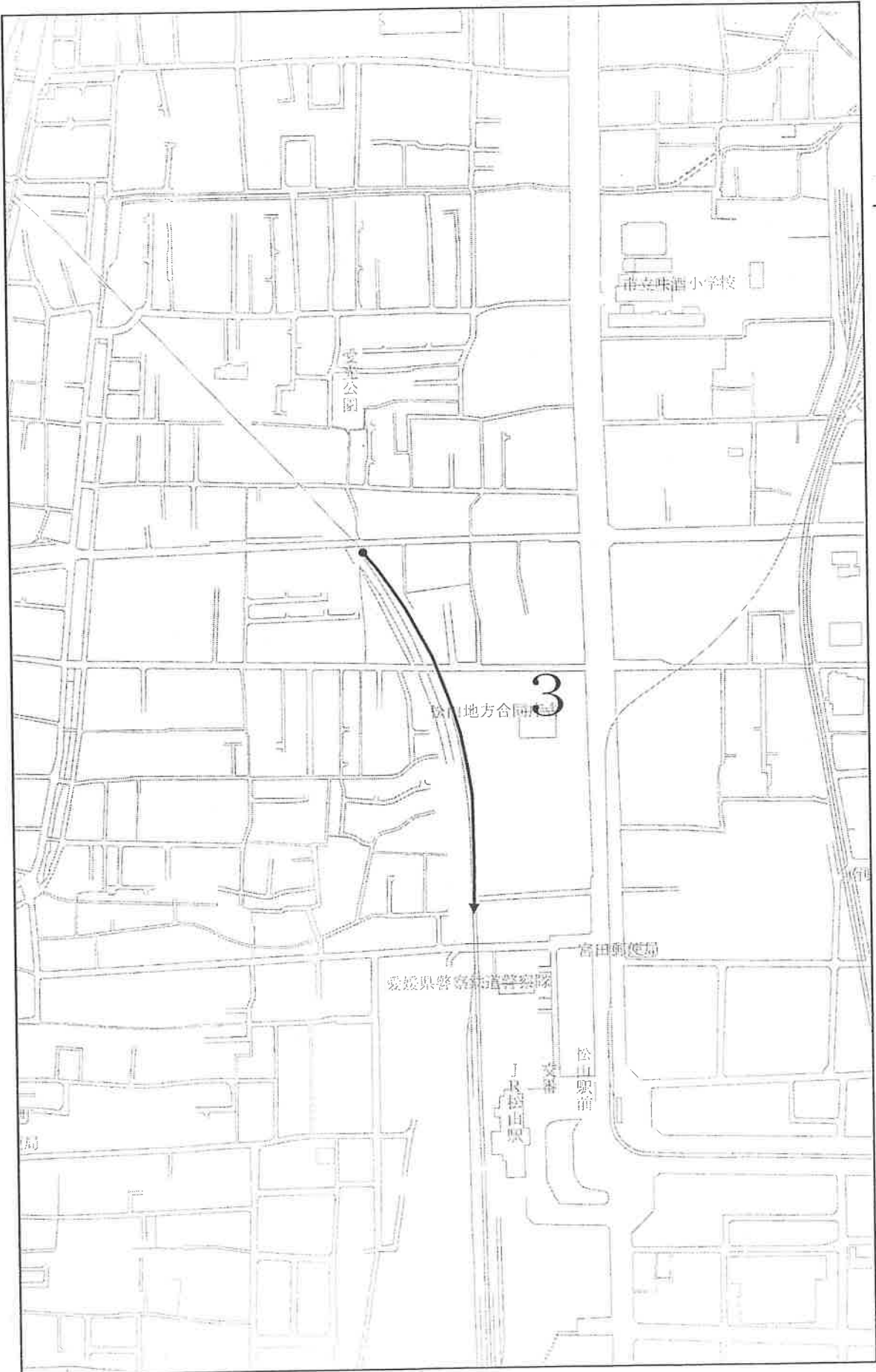
## 道路法(抄)

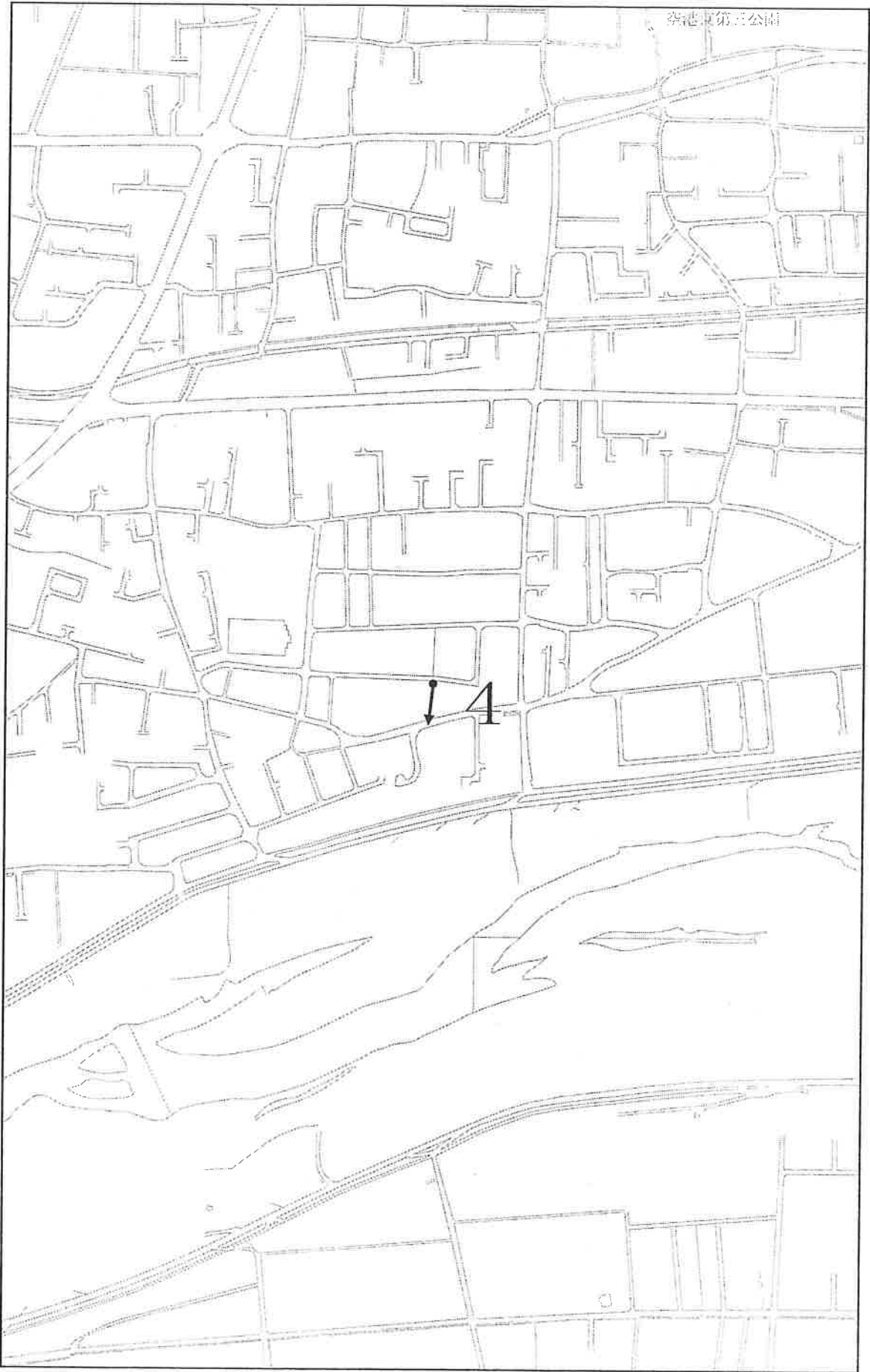
## (市町村道の意義及びその路線の認定)

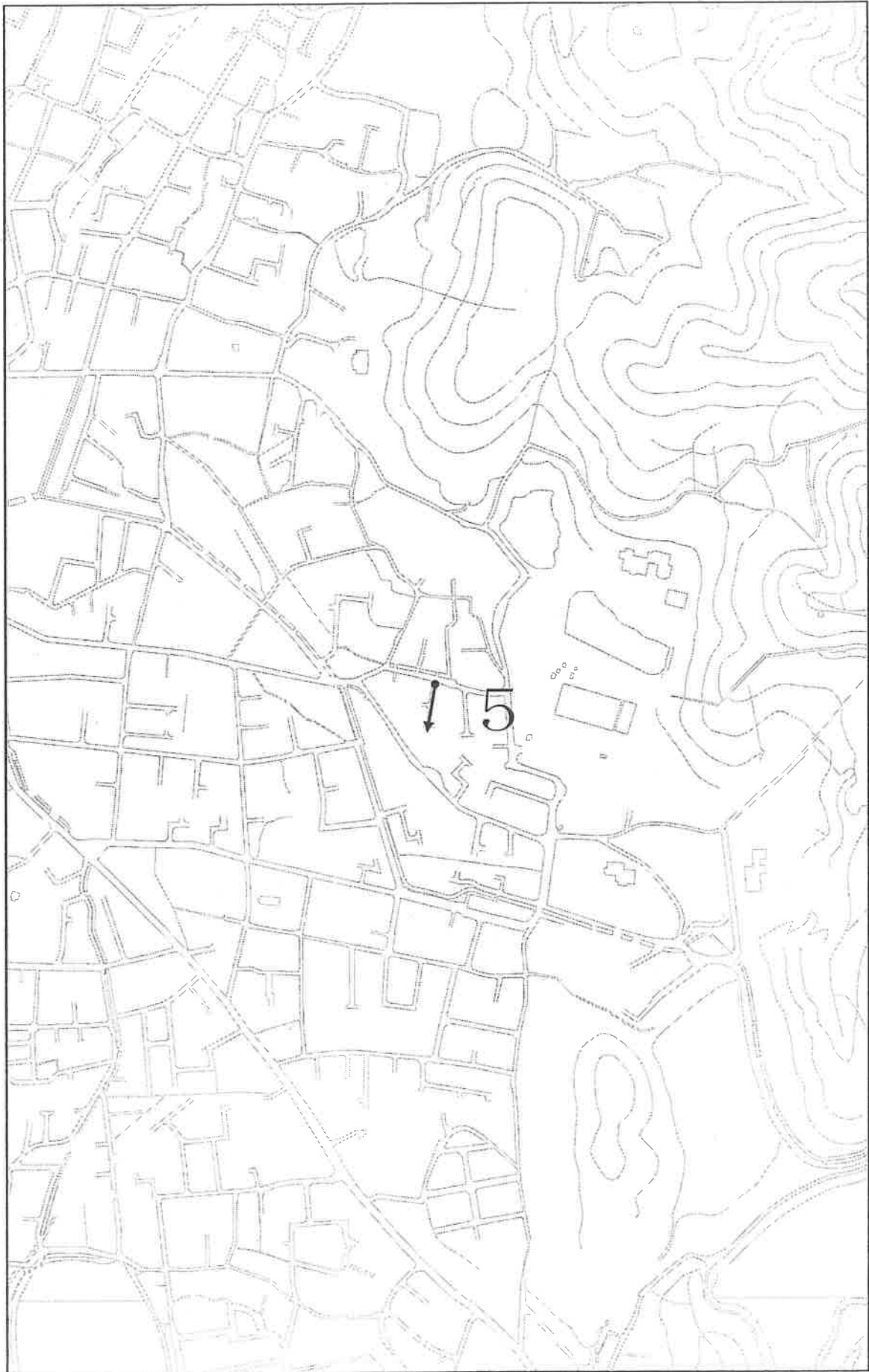
第8条 第3条第4号の市町村道とは、市町村の区域内に存する道路で、市町村長がその路線を認定したものをいう。

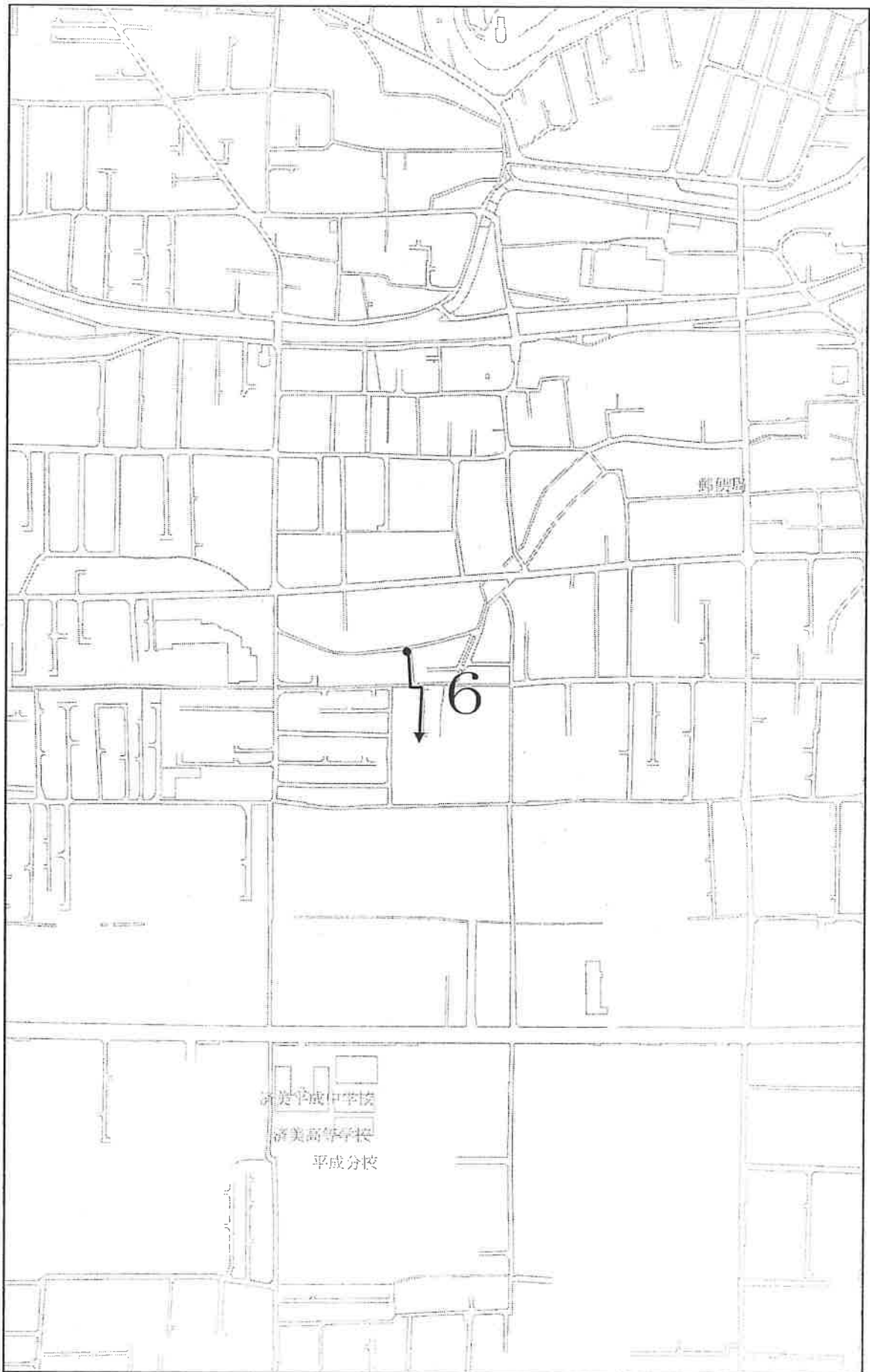
2 市町村長が前項の規定により路線を認定しようとする場合においては、あらかじめ当該市町村の議会の議決を経なければならない。











図面 番号	路 線 名	起 点	終 点	敷地の 幅員 m	延長 m
1	市 道 雄 郡 2 1 1 号 線	松山市竹原二丁目 615番2地先	松山市竹原二丁目 150番1地先	6.0 ～ 8.1	350.0
2	市 道 新 玉 9 7 号 線	松山市千舟町八丁目 128番1地先	松山市竹原町 630番4地先	6.0 ～ 10.0	300.0
3	市 道 味 酒 1 4 4 号 線	松山市愛光町 305番1地先	松山市南江戸一丁目 393番6地先	6.0 ～ 17.5	350.0
4	市 道 垣 生 2 1 3 号 線	松山市東垣生町 253番1地先	松山市東垣生町 253番1地先	4.3 ～ 8.3	38.2
5	市 道 桑 原 2 9 4 号 線	松山市畑寺三丁目 44番13地先	松山市畑寺三丁目 44番10地先	4.0 ～ 7.8	43.4
6	市 道 味 生 3 0 5 号 線	松山市南斎院町 283番1地先	松山市南斎院町 316番5地先	4.3 ～ 8.3	87.1





令和5年6月9日提出

松山市長 野 志 克 仁

市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）の計画変更について  
市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）の計画概要書を次のとおり  
変更し施行する。

## 記

## 市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）・溝辺地区）計画変更概要書

## 1. 変更の概要

工種	変更前（千円）		変更後（千円）		増減（千円）	
工事費 農道	L=380m W=4.0m	53,500	L=380m W=4.0m	161,200	—	107,700
用地費及 び補償費		20,000		25,000		5,000
工事雑費		1,500		3,800		2,300
合計		75,000		190,000		115,000

## 2. 変更理由

当初計画に比し、路側構造物の追加等による工事費の増加及び物件詳細調査による補償費の増加が発生したため、計画を変更し、事業費の増額を行うものである。

## 3. 目的

本地区は、松山市中心部から東部に位置し、丘陵地に広がる樹園地の大部分において柑橘栽培が盛んに行われている。しかし、園地と農家を結ぶ道路は狭小で、農産物や農業用資材の輸送に多大な労力を要している。

このため、園地と集落及び集出荷場等を結ぶ農道を整備することにより、農業生産物や生産資材等の輸送の効率化を進め、営農労力の節減を図るものである。

## 4. 地区の概要

## (1) 地区

溝辺地区

## (2) 所在地

松山市溝辺町（別紙位置図のとおり）

## (3) 地域

本地区は、松山市中心部から東部に位置し、丘陵地に広がる樹園地帯である。

(4) 現況

受益面積 32.0ha

主要生産物 温州みかん、いよ柑等

5. 基本計画

本地域は丘陵地に広がる優良な柑橘生産団地であり、高品質の柑橘栽培に積極的に取り組んでいるが、現道は狭小であるため、各農家は通作や農作物の出荷に多大な労力を費やしている。そのため、本農道を整備することにより、農業生産物や生産資材等の輸送の効率化により、営農労力の節減を図るものである。

(1) 事業概要

農道 L=380m W=4.0m

(2) 事業費の概算

ア 内訳

(単位：千円)

科目	変更前	変更後
工事費	53,500	161,200
用地費及び補償費	20,000	25,000
工事雑費	1,500	3,800
合計	75,000	190,000

イ 負担区分

(単位：千円)

区分	変更前	変更後
県費	37,500	95,000
市費	37,500	95,000
地元	0	0
合計	75,000	190,000

6. 効果

本事業により、農業経営の安定化と営農労力の軽減が図られる。

7. 施行方法

直営

(提案理由)

市営土地改良事業の計画を変更することにつき、土地改良法第96条の3の規定により、議会の議決を求めるため、本案を提出する。

(参 照)

土地改良法（抄）

（土地改良事業の変更等）

第96条の3 前条第1項の規定により土地改良事業を行う市町村は、当該土地改良事業の計画を変更し、又は当該土地改良事業を廃止しようとする場合には、当該市町村の議会の議決を経なければならない。

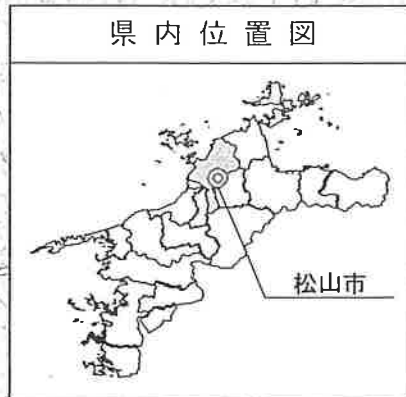
# 市営土地改良事業（県単独土地改良事業（農道）） 位置図

みぞのべ  
溝辺地区（松山市）

縮尺 1 : 25,000



県内位置図

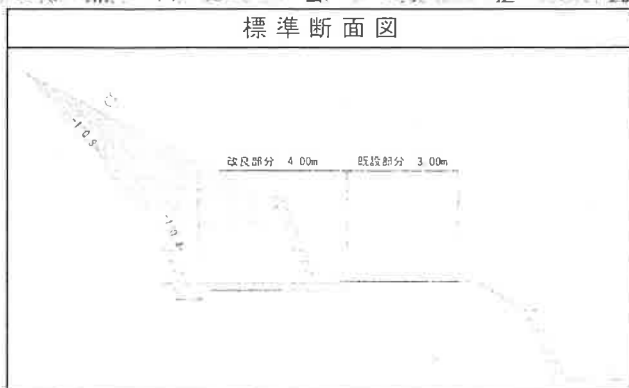


計画路線 L=380m

JAえひめ中央  
湯山支所集荷場

JAえひめ中央  
松山東営農支援センター集荷場

標準断面図



凡 例	
記 号	事 項
	計 画 道 路
	改 修 予 定 道 路
	国 道
	主 要 県 道
	一 般 県 道
	市 町 村 道
	農 道
	受 益 地
	樹 園 地
	農 業 施 設 ( 既 設 )